

2020 年第 3 回県議会定例会反対討論

2020/10/7 たいら行雄

おはようございます。

私は、日本共産党県議団として、提案されました議案のうち 13 件に賛成し、反対する 1 件についてと、請願・陳情の委員会審査結果に反対するもののうち、主なものについて、その理由を述べ、討論いたします。

議案第 93 号「行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例制定の件」

まず、議案第 93 号についてです。この議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下：マイナンバー法）の施行条例の一部を改正する条例制定の件」についての提案です。

マイナンバー制度とは、日本に住むすべての国民・外国人に生涯変わらない 12 桁の番号を付け、様々な機関や事務所などに散在する各自の個人情報をもつて、その番号を使って簡単に照合できるようにし、行政などが活用しようとする制度です。

2013 年に可決・成立した「マイナンバー法」にもとづいて、2015 年 10 月に番号付けが行われ、マイナンバーと氏名・住所・生年月日・性別が一体に記載された「通知カード」が全国民に送付されました。その後、2016 年 1 月からは、希望者に対し顔写真付きの「マイナンバーカード」の交付が始まりました。

そもそも、マイナンバー制度は、国民の税・社会保障情報を一元的に管理する「共通番号」の導入を図り、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を削減していくことが政府・財界の最大の狙いです。したがって、わが党は、社会保障を「自己責任」の制度に後退させ、国民に負担増・給付削減を押しつける本法律の制定に反対してきました。

本来、個人に関する情報は、本人以外にむやみに知られることのないようにすべきものです。プライバシーを守る権利は、憲法によって保障された人権の一つです。

このような中、マイナンバーは、それまでにあった「住基ネット」などとは比較にならない大量の個人情報を蓄積し、税・医療・年金・福祉・介護・労働保険・災害補償など、あらゆる分野の情報を、一つの番号に紐づけし、公務・民間にかかわらず、多様な主体がこの番号を取り扱い、活用することになります。そして、一つの番号で名寄せできる情報が多いほど、詐欺やなりすましなどの犯罪に利用される恐れも高まります。

近年、個人情報の流出が問題となっており、昨年は、ファイル転送サービス「宅ファイル便」において、顧客情報約 480 万件が外部漏えいしたほか、トヨタ自動車株式会社の販売子会社の不正利用も確認されています。また、一昨年 2 月には、横浜市鶴見区役所でマ

イナンバーカード 78 枚と交付用端末 P C 1 台が盗まれる事件も起きるなど、マイナンバーの情報漏えい事案も年々増えており、個人情報保護が課題となっています。

こうした中、政府がいくら宣伝しても、個人情報の漏えい、カードの紛失や盗難といった国民の不安はぬぐえず、「マイナンバーカード」の普及率は、今年 8 月時点で、わずか 18%にとどまっています。

現在、政府は「マイナポイント」を謳い文句に、「マイナンバーカード」の普及を進めていますが、その一方で、障がい者や高齢者などデジタルを使いこなすことが困難な条件や環境にある人、経済的事情で I T 機器が利用できない人などへの具体的な対策は、自己責任による解決を求めており、従来の書面、窓口での対話による手続きがなくなっていくことによる利便性後退の懸念はぬぐえません。

したがって、このように多くの問題点を有する「マイナンバー制度」そのものに反対であり、制度の利用拡大につながる条例改正の提案である本議案に反対するものです。

陳情第 5006 号「重度心身障害者医療費助成制度の現物支給を求め ることについて」

続いて、陳情第 5006 号「重度心身障害者医療費助成制度の現物支給（窓口無料）を求めることについて」、委員会の審査結果は、「継続」ですが「採択」すべきであることを主張いたします。

この陳情は、これまで永きにわたって当議会に提出されており、陳情者によれば、遡ること 7 年前の 2013 年第 3 回定例会において採択された経緯があるとのこと。

しかしながら、それ以降、改善の兆しが見られないまま現在に至っています。このような中、障がいのある方々が通院される際には、福祉タクシーの利用代など、治療費以外にも金銭的負担がかかっています。また、受診の際には、診察終了後、感染を避けるために、できるだけ早く帰宅されることも、リスク回避のために必要なことです。

このような状況を踏まえ、塩田知事も自身のマニフェスト、及び施政方針において「前向きに検討する」と述べられています。また、昨今の議会においては「重度心身障がい者」はもとより、「ひとり親家庭」や「すべての子ども」を対象として、病院窓口無料の要望も出されています。

憲法に保障された「健康で文化的な生活を営む権利」を実現する意味からも、県民の命に関わる切実な要望を真摯に受け止め、「お金の心配もなく、必要な時に必要な医療を安心して受けられる制度」の実現に向けて、遅々として進まない行政の対応に対して、議会が背中を押す気構えで臨む、それが県民の負託を受けた議会の責務ではないでしょうか。

よって、本陳情については、「採択」すべきと考えます。

以上、議案 1 件と陳情 1 件について反対の意見を述べ、討論を終わります。